

## 山口市農林水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少が進み、農林水産業の若い担い手の配偶者不足が課題となっている中、農林水産業の担い手を対象とした男女の交流・婚活イベントを実施する事業者を支援することで、結婚を希望する者の出会いの機会の創出を図り、農林水産業が基幹産業である農山村エリアへの移住定住促進を目的として行う、山口市農林水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、農山村エリアとは、仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東の各地域をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所等を有する団体（法人格の有無は問わない。）、又は市内に住所を有する個人事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等である者

### (補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、山口市内の農林水産業の担い手の結婚へのきっかけを創出するイベントであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 20歳以上の独身男女を対象とすること。
- (2) 参加者の定員が10人以上であること。
- (3) 農山村エリアへの移住定住促進が期待できる事業であること。
- (4) 山口市内の施設等を会場とすること。
- (5) 特定の団体や会員のみを対象としないこと。
- (6) 公序良俗に反する内容でないこと。
- (7) 国、地方公共団体（山口市含む。）及びそれらの外郭団体から他の補助金の交付を受けた事業でないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

### (補助金の額及び補助率)

第6条 補助金の額は予算の範囲内とし、1事業につき10万円を上限とする。ただし、同一補助対象者への交付については、同一年度において20万円を上限とする。

2 補助率は、補助対象経費の3分の2とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、

その額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を開始する前に山口市農林水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、山口市農林水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金交付決定通知書(様式第2号)に必要により条件を付し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の実施期間)

第9条 補助対象事業の実施期間は、前条の規定による交付決定を受けた日から当該年度の3月15日までとする。

(補助対象事業の変更)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、山口市農林水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に変更を生じない場合においても、補助事業の内容を著しく変更しようとするとき

(2) 交付決定金額に対しての増額又は10分の2を超える減額をしようとするとき

(3) 補助事業を遅延及び中止しようとするとき

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金の変更を決定し、山口市農林水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)に必要により条件を付し、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した時は、補助事業完了の日から起算して、30日を経過した日、又は補助事業実施年度の3月15日のいずれか早い日までに、山口市農林水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。また、関係書類を補助金の交付決定のあった年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、山口市農林水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金額確定通知書(様式第6号)により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、山口市農林水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に補助金を請求す

るものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途へ使用したとき

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) その他この要綱に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

費 目	内 容
報償費	外部講師、イベント司会者等への謝礼
旅費	外部講師、イベント司会者の交通費、宿泊費
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷費
通信運搬費	郵便料金等
広告料	新聞、テレビ、SNS等による広告費
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等の借上料
その他の経費	市長が必要と認める経費

※参加者の飲食費、交通費、宿泊費、記念品代及び土産代は対象外とする。

※消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費に含めないものとする。